

令和5年度6月邑南町農業委員会総会議事録

日時：令和5年 6月21日（水）

13時30分～

場所：邑南町役場 大会議室

出席農業委員 12名（欠席0名）

1 三上 孝行	2 沖田 浩	3 荒木 晃夫	
5 種 克也	6 服部 信彦	7 椿 徹	8 片岡 里美
9 植田 眞二	10 松崎 寿昌	11 宮本 武	12 大石 幹夫
13 高木 敏彦			

出席推進委員 15名（欠席1名）

1 山根 悦文	2 服部 鉄也	3 高橋 道明	4 日高 英二
5 沼田 高志	6 田中 昭文		8 東 廣司
9 富永 有作	10 三上 好文	11 小泉 幹雄	13 三田 誠
13 上田 義憲	14 藤田 兼一	15 山崎 勉	16 和田 清文

議事日程

第1 会長挨拶

第2 議案

- ・ 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・ 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
- ・ 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
- ・ 議案第4号 農地法第2条に規定する農地でない土地の証明について
- ・ 議案第5号 基盤強化促進法第19条による農地中間管理権の取得（農用地利用集積計画の公告）について
- ・ 報告第1号 農地法第3条の3の規定による相続等の届出について

その他

- (1) 事務連絡
- (2) その他

会議の概要

議長	僕は、監督の方でしたが勉強されて参考になったんじゃないかと思っております。それからまたあの最近、町内で熊とか出て被害の方が出ていますが。委員さんと活動の方で農地山とかぼっちで行かれるときは、くれぐれも注意して行っていただいて怪我のないようにしてもらいたいと思います。今日この後、懇親会も予定してありますのでよろしくお願い致します。あと欠席委員さんという事ですが、あの推進委員さんの和田保人さんが本日は欠席となつとります。議事録署名者に指名として、8番、片岡委員さん。9番の植田委員さんが議事録署名になってます。よろしくお願い致します。では早速、議題の方に入ってきてきたいと思います・・。
事務局長	会長さん、すみません。
議長	すみません。よろしくお願い致します。 はい、どうぞ。
事務局長	失礼します。産業支援課の白須です。この時間をおかりいたしましたして3つほど、報告をさせていただきます。1つ目なんです、あの4月になって新しい体制でスタートいたしました、中野の日野静則さんが個人的な理由で辞任の申し出がありました。早速、公募をかけまして、同じ中野の方からですね、1名が推薦がございまして、先般、6月の定例会の方で承認をいただきましたのでご報告させていただきます。正式な任命は、7月1日からということで、よろしくお願いいたします。中野の服部耕二さんという方でございます。どうぞよろしくお願いいたします。それから、同じく6月の定例会の方で、補正予算を要求いたしまして、承認をいただいております。農業の関係の事業を、ちょっと簡単に説明をさせていただきます。2つありまして、1つは、農業経営緊急支援事業ということで、これは作今の原料費とか資材しとるとかの高騰関係に、1つはこれから夏の期間ですね、生産量が落ちる農産物で、農林畜産物と生産者に対して、3ヶ月分の電気料の高騰分の1/2を補助しようというものでございます。それから、酪農経営支援事業費ということで、乳酪低迷などの状況を踏まえて、町内の酪農家の自給飼料の精査、或いは精査性向上法のための設備投資こういったものをエコ事業と指定支援にしようというものであります。これ一つのメニュー。もう一つのメニューが、邑南町畜産経営継続支援給付金給付事業ということで、これは昨年から続けてやってるものでございますが、配合飼料に対する、県の上乗せ直営等なります。また詳しい、要綱と制定支給いたしまし支給いたしまして、皆様の方に集中周知をさせていただければというふうに思っております。それからお知らせしたいことの、3つ目でございますが先ほど、会長の挨拶にもありましたが、ツキワ、ツキノワグマの人身被害が町内発生しております。6月の16日、阿須那の宇都井地区の方で、早朝ですね、襲われまして負傷されておられます。役場で現在、邑南町熊警戒本部というものを設置をしております、朝夕のパトロールを実施しております。それから捕獲檻を2機設置しておりますが、今のところ、捕獲されたという情報というのは、入っておりません。会長さんのお話もありましたが、特に朝晩とですね、いろいろな活動について十分注意をして行っていただければと思います。昨日も目撃情がございました。2つありまして、一つは下口羽の西之

議長	原集落、それから矢上の鹿子原の香木の森、いずれも昨日の夕方ですね、目撃情報をいただいております。いろいろ噂ですと、ちょうど今山にも餌がない時期ということで、そういったことで増えているのか目的も増えているということが予想されますので、注意をしていただければと思います。以上3点、お知らせをさせていただきました。ありがとうございます。 はい。ありがとうございました。すみません、先にやってもらおう事僕が忘れておりました。それでは議題の方に入っていきたいと思います。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、今月は6件あります。事務局の方説明をお願い致します。
事務局	はい。失礼致します。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、今月は6件です。申請番号053-13、農地の所在は伏谷××、登記地目畑、面積78㎡です。3条の有償の所有権移転です。譲渡人は、〇〇〇〇、譲受人は、●●●●です。 続きまして、申請番号053-17。農地の所在は、伏谷××、登記地目田、面積1044㎡。同じく無償の所有権移転です。譲渡人は□□□□、譲受人は、■●■●です。 続きまして、申請番号053-19。農地の所在は伏谷××、登記地目田、面積1094㎡。同じく、鱒淵××、登記地目田、面積978㎡。同じく鱒淵××。登記地目田、面積1130㎡。同じく鱒淵××、登記地目田、面積1189㎡。同じく淀原××、登記地目田、面積1885㎡です。3条無償の所有権移転です。譲渡人は△△△△、譲受人は▲▲▲▲です。 続きまして、申請番号053-20。農地の所在は下口羽××、登記地目田、面積903㎡。同じく下口羽××。登記地目田、面積534㎡。同じく下口羽××、登記地目田、面積629㎡。3条の無償の所有権移転です。譲渡人は◇◇◇◇譲受人は◆◆◆◆です。 続きまして、申請番号053-21。農地の所在は日和××、登記地目田、面積1722㎡。同じく日和××、登記地目田、面積1298㎡。同じく日和××、登記地目田、面積965㎡。同じく日和××、登記地目田、面積521㎡。同じく日和××、登記地目田、面積1224㎡。同じく日和××、登記地目田、面積734㎡。同じく日和××、登記地目田、面積902㎡。同じく日和××、登記地目田、面積738㎡。3条無償の所有権移転です。譲渡人は、▽▽▽▽、譲受人は▼▼▼▼です。 続きまして、申請番号053-22。農地の所在は下口羽××、登記地目畑、面積256㎡。同じく下口羽××。登記地目畑、面積307㎡。同じく下口羽××、登記地目田、面積433㎡。同じく、下口羽××、登記地目田、面積428㎡です。3条の無償所有権移転です。譲渡人は、☆☆☆☆、譲受人は★★★★です。以上6件です。
議長	はい。それでは、個別に、案件を説明してもらいます。まず053-13の件にしまして、椿委員さん、現地での聞き取りの調査報告をお願い致します。
9番	それでは申請番号053-13、〇〇〇〇さんから●●●●さんへの農地の所有権移転の登記移転についてでございます。申請地は瑞穂地域高原地区下伏谷集落になります。地図を持って確認をしてください。3ページです。集落の中央を走って

	いる浜田作木線の側にあります。申請地と今は空き家ですが譲渡人の〇〇さん所有の家の位置関係はそうになっております。譲渡人の〇〇〇さんは現在、大阪に在住で小学校の頃、こちらを離れもうこちらへは帰られる気持ちはないようでございます。筋力近年迷惑をかけられないということで、空き家になっている実家の周りも、草刈りをシルバーセンターさんに依頼されていました。子供の代にまで家、農地の負担をさせたくないと動いていらっしゃいました。譲渡受人の●●さんは、井原にお住まいなので、面談していろいろお話をお聞きしました。申請地の申請地までが3分の距離ですがありましたので、そのことを聞きましたら、やったら車で15分ぐらいで行けるそうです。これは空き家のこの案件なんでこういう表現になったというございます。承認されましたら井原と、高原あつての農業経由であります。大変ではありませんかと、お尋ねしたんですけども、管理してる農地は、ぐらい。また、農業に従事してする。時間は十分余裕があるそうでございます。また申請地の要点について、現在葉ニンニクを引き続き栽培されるそうです。また別のサポートの考えではおられます。〇〇さんの譲渡人の〇〇の方とこれ広島在住なんですけども、●●さんのお姉さん、これが同級生の関係で現在は●●さんが〇〇さんの空き家の鍵を預かり、家、それからあの申請地草刈りを現在されとります。今取得した農地の保護管理を農作業の同時に従事要件を、それから地域と農地を放置されてるいう状態からよくはなっても、よくはあっても悪くはならないと思われます。このチェックシートに照らし合わせ問題ないかとは思いますが、よろしくご審議ください。それと5月19日、20日推進委員の、東さんと現地確認。そして●●さんと面談をしとります。譲渡人の〇〇さんとは、電話でお話しております。それから、6月20日、再度、●●さんと面談しております。以上でございます。
議長	ありがとうございます。推進委員の東さん、何か補足説明とかございますでしょうか？
推8番 議長	椿議員が申し上げたとおりでございます。 はい。ありがとうございます。それではこの件に関しまして、ご意見ご質問等ございましたら挙手をして発言をしてください。はい。11番宮本委員。
11番	ここにあの番号が■■さんの方ですけど、自宅がここに書いてあるんですけど、ほとんど田んぼ、1枚9背ぐらいからあるんですが。作られておらんのですよね。これ、まあこれいってまた畑も田んぼも作られる機械も、全然持っておられないので、これにて通うってから作られるのもというのも不自然だなあということと、ここに記録されとるんですが、これ田んぼを預かって作られとる方が、まああの19条の2ですか？貸し借りの申請をされておらんのでこういった紙の上、紙の上ではもう自作いうことなるとるんでそこ実際は自作がほとんど家の周りの方何か畑みたいなところぐらいしかないんですが、これなんは、紙の上のその整理で実際の耕作とかそういったのは関係ないんですよね。そのために我々みたいな、各地域に農業委員でそりゃ矢上の方もおられますし、矢上の方の人は井原へ来てやるときも、井原の農業委員とか推進委員の方が、その現地をようされとるんで、そこら辺のところで紙の上だけでもう本人がその自作だいうて流れとる

議長 11番 議長	んでそのまんま通していいもんか現状と違うんで、もう数十年ですねもうお父さんの代ぐらいからもう後半は作られとらんですよ。息子さん3人ぐらい耕作人が代われたないう感じでなっとるんですが、まあ書類を出しとらんでその人が悪いけこうなるんだというのは、それで以下仕方ない。いう、考え方がなるんですがそれでも現場現実でどうかないう判断になるのかそこら辺をちょっと事務局の方にもをお伺いしたいんですが。お願い致します。 えっと、作られてないのは●●さんが作られてない？ はい、そうです。 で、まあ、耕作、耕作要件ですね。自作か管理するか。ということで、解釈いたします。
事務局	はい。失礼致します。まず、申請段階で書類の確認の中では、問題ないという判断をしております。ただ、現地現場最後のところで言いますと、実際に作られていないというのが宮本さんの方から出たということであれば、実際にお話を受けた時には耕作を行うというふうにはおっしゃっておられました。ので、この案件につきましては許可に相当するのではないかという、事務局の判断でございます。それ以上ちょっと判断材料というのは、事務局としては持ち合わせてないというのが今現状、現在のところでございますので、ご了承いただければというふうに思っております。
11番	はい。それじゃ現場は、荒れ放題でええけ紙ほどをそろえて出しとったら、もうこれ全部どこも通用する言い方のなんで、これからもこう言ったのが若干だんだん耕作放棄地が出れば出てくると思うんですが、紙さえそなえしとけば受けて、ここで皆、はい。承認です。手挙げて、また進めていいもんかどうか。と思うんですが、まあそのその方が楽で早いけえええまでですが。どがなんでしょう？そこらへんは。
議長 事務局	ちょっと待って、ちょっと確認。これ空き家つきの案件ですか？ えっと、すいません失礼します。今空き家付案件というものがなくなっております。派遣要件というものがなくなっております。派遣要件というものが撤廃をされておりますので、その部分っていうのは特に縛りはございません。耕作が行うということの、本人さんからの届け出ということで、機械の方の整備を行うというようなこともおっしゃっておられました。今現在、ないものについてのお話ではなかったというふうに確認はしておりますが、あと、現実のところのすいません確認というのは事務局としたらちょっとできなかった、いうふうなところでございますので、その辺ご審議いただければというふうに思います。
議長 7番	これは、家は、●●さん？が管理されとるんですか？ 所有権は〇〇さんにありますし、多分、将来、今まで下限面積とでこの申請をしておいた申請になったと思う、思うんで、これ、撤廃されましたんで、今度はそういう状態ではありますけども、農地だけでも取引ということになります。それで、農地に対して、相決か、相決でないか、ということだろうと思います。
議長 7番	はい、はい。 自分としてはまあ距離があるものの、状腹面面積ですし、本人さんが、大丈夫

議長 7 番	だよやりますよとやる気もありますし。今日にもやれんほどの距離でない。自分は時間も十分余裕ありますよとおっしゃっております。それから、作付けもさっきも全部こういう形でやろうということで、おっしゃってますんで、それを、その条件付でよければ、認めしかないんじゃないかと思いますし、意欲は十分変わると思います。 はい。他にご意見、ご質問等ございますでしょうか？ それから、あとあえて、あえて申し上げれば、さっき言ったあの、〇〇さん。譲渡人の方の家と、農地は今は下限面積分があると同じように、分類される事なく、手放したいという意向があります。そのときには、前の時には、買う人の気持ちと、それでこうで売る人の気持ちとミックスしたものをで申請してたんですけども、今はそれからなくなったからどうしたかになりますんで、〇〇さんの気持ちが全然無視された形になりますけど、その辺のところも含めて考えてあげて下さい。
議長 9 番 議長 9 番	はい。ありがとうございます。他にご意見、ご質問が・・・。 すいません。 はい、植田委員さん。 ちょっと聞き漏らしたんですけれども、実際所の〇〇さんと●●さんの関係をちょっと聞き漏らしました。どういう関係かということと合わせてまあこれは先走ってはいけませんが、次の案件として、今度は、その隣の田んぼについては、■■■■さんが引き受けると・・・。
7 番 9 番	そうです。 というようなことの案件が出ておりますので、この土地の〇〇さんの所有の土地が結果的に家を跨いで田んぼは、この方。畑は、この方というようななんか不自然な感じが致します。その点、ちょっと●●さんの関係を再度お聞きいたしたいと思います。
7 番 9 番 議長 2 番	えっと先程、申しましたように〇〇さんの、お婆さん。〇〇さんのお父さんの兄弟氏と●●さんのお姉さん。が、知り合い関係でございます。早く例えに言えば。それと、なんだったですかいね。えっと、あの次のあの・・・。 ああ。あれは農地で・・・、はい。 えっと一。はい。はい。 えっと先ほど、椿さんがこの議案について説明をされて、私も思いましたけど、農業委員として現地を確認して、まあこの当事者の方と話をして、案難材料椿さん言われてるようにチェックシートをまず第1に考えて、それで問題なければ、椿さんのような返答になると思います。まあ私たち農業委員は、このチェックシートをもとに判断をして、この議案を、こういうふうに説明したら問題はないかと思います。以上です。
議長 1 1 番	はい。ありがとうございました。宮本さんに聞けばあの・・・。 いや、ここに、貸付けされてるんだだけ本人が、ねえ。自分は作ってませんよ、農具は一切ありませんよ、草刈りぐらいなもんですよ言うて。人に貸しとるゆうのはここに事業。書けばいいことがあまりにも自作、自作いうようなことで、あ

議長	んまり百姓しとるんか、米をその田畑やっというんじゃないかなあ思うて。ごらんごにゃんごにゃんしたような、書類で。農業委員会、手挙げえやてあげていいものかどうか。 はい。えーっと。それは、処理上にも貸付貸付てないのは処理上の話になるんで、判断材料としては承認しかない。気持ち良いのは、ははいはいらないと思いますので。自作と管理は、管理上の話になりますか？事務局その辺をちょっと聞きたい。
事務局	はい。自作地は自分で作付を行ったり管理をしているもので、委託という概念にはなりのお話になると思うんですが、どこまでのものを委託するのか、要するに作業委託のみなのか、耕作要件というのがあります。そこら辺のところ、どこまでまあお願いをしたりするところが、自作にあったのか、貸付用地になるのかといったところになると思います。ですので、主の耕作をされとって出荷等のものは自分でやるよとか、ああいうことがあれば貸付としてもないですし、すべて示談で委託をするようなことがあれば、それ貸付農地に当たる可能性もあります。ただまあこの今出てくる案件の部分の書類につきましては、どうしても電子上の手続きのものを、が浮き上がってくる状態のものになっております。まあ、農業委員さん皆様、それから推進の皆さんにも、長らくやられとる方には、手続きを行ってくださいというようなお話は答えることにさせていただいておると思いますし、皆様、お声掛けをいただいて、手続きの方お願いしますというようなお話もさしていただいとったんじゃないかなあ。というふうに思っております。今後そういったものがありましたらまた手続きをしていただきますように、推進をしていただいて、適正に農地を管理をしていただくと、いうことでお願いをさしてもらえればというふうに思っておりますよろしくお願い致します。
議長	はい。ありがとうございます。他に意見がないようですね。ならないようなら、採決の方に入らせてもらいたいと思いますが・・・。 (意見、質問なし)
議長	ございませんようなので、053-13 の件に関しまして、許可相当と思われる方は挙手をお願い致します。 (全員挙手)
7 番	はい、ありがとうございます。許可相当と今一致したので許可相当と認めます。 続きまして、053-17 件に関しまして、椿さん、椿委員さん現地での聞き取りの報告をお願い致します。 053-17、先ほど□□□□さんからの今度は■■■■さんへの農地の件の申請についてでございます。申請場所は、瑞穂地域の高原地区の左でございます。地図を持って確認してください。2 ページです。前と同じように、集落が中心に浜作線が通ってその側でございます。申請譲渡受人の■■さんと、住宅と申請地そして、次の案件で出る譲渡人の□□さんの現地関係はこのようになっております。先ほど譲渡人の□□さんは大阪在中で現在こちらに帰ってくることはござい

	ません。譲渡受人の■■■■さんは、会社を務めながら家族で農業をされております。申請地は最近お亡くなりになりました■■さんのお父さんが長い間耕作されておりましたので、このあの話が起きる起こるまでは、■■さんはてっきり自分の家の所有の農地だと思っておりました。それで、週の農作と現在作られております。このような状態ですんでこの案件が出た時承諾されるということでございます。ご要件とか、チェックシートと照らし合わせて、問題ないと思いますし、これから、通一通の関係が変わることもないかと思います。先月のおそらく5月19日で推進委員の東さんと現地確認、そして■■さんとの面談をしております。ただ、6月の18日にたまたまお会いすることができたので、それについても面談しております。以上でございます。
議長	はい。ありがとうございます。推進委員東さん、この件に関して何か補足するようなことはございますでしょうか？
推8番	はい。いや、今椿委員さん、椿さんが報告していただいた通りでございます。
議長	はい。ありがとうございます。それでは053-17の件に関しまして、ご意見ご質問等がございましたら挙手をして発言をお願いします。
12番	議長。
議長	はい。お願いします。
12番	えっと、井上さんの経営面積4447㎡なので、残りの農地についての情報があつたら教えてください。
議長	事務局分かりますでしょうか？
事務局	えっと、すいません。失礼いたします。特に情報を、すみません持ち合わせておりません。近所に、農地があるであろうというふうに思っております。管理状況については、すいません。確認をしておりません。
議長	はい。ありがとうございます。
7番	えーとね、あの畑があるんです。もう少し。畑に関してはね今ね、飼料を基にが作られていい住基がされておりましたので、そのことを今回その契約を解除して、それが済み次第またもう一遍、ついては別の形で申請をされるとは聞いておりますけども、それでなりません。
議長	はい。はい。大石委員さん、分かりましたですか？
12番	わかりました。はい。
議長	他にご意見、ご質問等ございますか。 (意見、質問なし)
議長	ないようですので、採決の方に入らせてもらいます。053-17の件に関しまして許可相当と思われる方は、挙手をお願い致します。 (全員挙手)
議長	はい。ありがとうございます。全会一致で許可相当と認めます。 続きまして、053-19の件に関して、服部委員さん現地での確認とか聞き取り調査の報告をお願いします。
6番	それではよろしく申し上げます。それでは053-19について説明致します。先週のですね、15日の木曜日に田中推進委員さんと2人で現地及び受け人の

	▲▲▲▲さんと面談をして参りました。で、ちょっと場所を説明いたします。 4 ページの下に斜線になってるのは全部で5ヶ所あるんですけど、えっと、右の下にですね。この斜めに通ってる道と丸くなってる所、ここが\$\$\$でございます。\$\$\$の前の道のところに明示してるから、1枚と、そこから見上げる感じの鱒淵集落の方にあと4筆全部で5筆。今回の物権がでございます。で、ええ。 面談いたしまして、この△△さんという方は、こちらの住所の吉田の方にお住まいでございます。まあ、あの、この地図で言いますと、鱒淵下というところに四角と長細い物権があると思うんですけど。そこの、ちょっと上のところの四角が、ご自宅なってます。ちょっとまあ住宅地図なにも書いてないんで、四角になってるとこは、住宅がございましてこのあとも住宅がございます。ただまあ吉田に住んでらっしゃるということで、こちらにはどなたも住んでいらっしゃいません。まあ、こちらにはもう帰る予定がないということで、長年にわたってですね、この4枚に関してはこの▲▲さんが、田を作っておられます。▲▲さん自身はですね、%%%%という農業法人の代表者を務めてらっしゃる方なので、このあたり、或いは田所地区をかなり面積をやってらっしゃる農業法人なんですから今回このチェックシート等ですね、確認しましても何の問題はないかなと、まあ現時点の▲▲さんの%%さんの頼みでこの前も、現状の水田として耕作してらっしゃるということで、問題ないかと思っております。で、以上でございます。よろしくお願い致します。
議長 推6番 議長	はい、ありがとうございます。推進の、田中さんは、わかり時点等が・・・。 ありません。 はい、ありがとうございます。それではこの053-19の件に関しまして、ご意見ご質問等がございましたら挙手をして発言をお願い致します。
2番 議長	はい。 ないようですので、はい、はい。沖田委員さん。
2番	えっと、これ議案のちょっと間違いじゃないと思うんですけど。譲受人の▲▲さんの貸付というのがかなり面積がありますけど。借り入れされてるわけじゃないんですか？
事務局 議長 事務局	はい。 事務局。 はい、事務局から失礼致します。貸付け、▲▲さん所有の農地がございます。%%%さんに貸付けをしとります。あの、▲▲さんの所有権のあるものについて貸し付けをしておるというように聞いておりますので、このような数字というふうになっております。
2番 事務局	借入されとるのは全部貸し付けるということになりますよね？ えっと、ここで、ここで言う、▲▲さんの貸付っていうのは、▲▲▲▲さんの名義のものを%%%さんに貸してます。ですので、%%%さんが借りられてるのは、ここに全く上がってこない状態です。
2番 事務局	分かりました。 はい。

議長	他にご意見ご質問はございますでしょうか？ (意見質問なし)
議長	ないようでしたら採決の方に入らしてもらいます。053-19 の案件に関しまして、許可相当と思われる方は挙手をお願い致します。 (全員挙手)
議長	はい。ありがとうございます。全会一致で許可相当と認めます。 続きまして、053-20 のは次は私の案件ですので進行の方代わっていただきます。 ～議長交代～
(代理)	では、失礼致します。次の案件は、053-20 は三上会長の案件ですので、代わって私が進行させて頂きます。ちょっとこれあの質問、お願い致します。あっ質疑、説明をお願い致します。
会長	失礼します。053-20 の件に関しまして、説明致します。場所の方は、地図は5ページになると思いますが役場羽須美支所とか小学校のある街、場所のところにあります。元小学校と後ろにも体育館の横にあるような場所になつとります。はい。渡人の◇◇さんが、現在大阪の方に住んでおられまして、家の方も他の方にも売買されて、帰ってこない。言うことで、完全にこちらに帰ることない言うことで、で、他の方が、農地の方を誰か譲受けてもらえんだろうかということで、相談を受けてこの受け人の◆◆さんが、譲り受ける事になったという事でした。こっちの方は、この時期なんで前の借りとれる方が現在耕作中という途中ですが刈り取りがすめばすむまでは、耕作をお願いするということを聞きました。多分こっちに帰ってこられることがないということで、全部の農地を、庶民充当ではない感じですけど、残った農地が2分類に分類されてる農地でしたので、農地ではない手続きすることが必要だということで今回の案件には上がらないということでした。17日の土曜日に高橋推進委員さんと現地確認をして、引き受けの方◆◆さんの方も18日の日曜日行なつとります。チェックシートに照らし合わせて問題ないと思いますので、よろしくお願い致します。
(代理)	はい。ありがとうございます。高橋推進委員さんは、どうでしょうか。その他補足することなどありましたらお願い致します。
推3番	私も、さっきの説明補足はないと思いますので別にありません。
(代理)	はい、ありがとうございます。この案件に対しまして、質疑のある方は挙手の上質問をお願い致します。質疑に入ります。
11番	はい。
(代理)	宮本委員さん。どうぞ。
11番	今、先ほどちょっと話がアッタんですが、今回の渡す面積と、実は経営面積が違いうのが、まだ他にもなんか小さいところがあるようなところがアッタんでそういう、認識でいいのか・・・。
会長	あ、はい。えーっと畑が130くらい引き算して残つとると思いますが、残つとります。あるんですが2分類なので、今回は出せないということであります。
11番	はい、わかりました。

(代理)	他にご質問ありますでしょうか。
	(意見、質問なし)
(代理)	はい。ないようでしたら採決に入りたいと思います。許可相当と思われる方の挙手をお願い致します。
	(全員挙手)
(代理)	はい。全員許可相当と手が上がりましたので、許可相当と認めます。これで、また会長と交代致します。
	～議長交代～
議長	続きまして、053-21 の件に関しまして、大石委員さん、現地内調査と報告をお願いします。
1 2 番	はい、それでは、053-21 について報告を致します。先週ですか、6 月 16 日の金曜日に和田推進委員さんが出会いを希望してくださいまして、渡人の▽▽▽▽さんと、受人の▼▼▼▼さんと、4 人で話を立会をして話を聞きました。場所ですが 6 ページに 6 枚ほど、7 ページに 2 枚ほどだいしょう田んぼがございます。7 ページの地図を見てもらうと、真ん中の横に走っているのが、県道の三次江津線で左側へ行くと郵便局やら、店舗はある方で日貫方面に行きます。右側へ行くと大利峠を通過して矢上へ出る道でそこに 2 枚ほどありまして、続いて 6 ページをめくるとその続きの三次江津線ありまして、▼▼さんの家があります。そのまわりに、そういう位置関係でございます。この 8 筆ほどございますが、もともとが▼▼さんの所有の田んぼだったというものを随分何十年も前になるかと思うんですが、事業拡大をされたときに資金調達の関係で、当時の▽▽さんのおじいさんが旧農協の組合長だったようなことがありまして資金を出してもらったと。その時に譲り渡した田んぼがそうで、▽▽さんのお父さんが去年でしたか亡くなられてまして▽▽さんが松江に移動せにゃいけんということで、いろんな名義を調べたと、された時に長いこと▼▼さんの土地を預かっておったけれどもいい便なのでご家族と話し合われ無償でお返ししようやないか、いうことになったようで▽▽さんが申請をされたと、言うことこの経緯のようでした。でも、▼▼▼▼さん経営作面積は全くございませんが、この 8 筆がすべての土地の利用でこういう状況になっておるといことこのようです。チェックリストも確認しましたが、自分もこの長い間ずっと自分がこの田んぼの耕作をされておりまして機械もすべてそろうとるという状況でございますので、継続して田んぼをやられるとことでございますので、よろしくご審議お願い致します。
議長	はい。ありがとうございます。和田推進委員さん、他に補足のようなことはございますでしょうか？
推 16 番	補足、補足ありません。よろしくお願い致します。
議長	はい、ありがとうございます。それでは 053-21 の関しまして、ご意見ご質問等がございましたら挙手をして発言をお願い致します。
1 1 番	はい。
議長	はい、宮本委員さん。
1 1 番	えっと、▼▼さんは全然、今、現在、作られておらんのです？ それとも、

	どっか代わりに出てやっとなれんですか？それとも、今から始めようと思われるのかそこらへんをお聞かせください。
1 2 番	えっと、このあの8筆ありますがすべて今まで、ずっと▼▼さんが作っておられました。▽▽さんから借りて作くっておられたということじゃないでしょうか。以上です。
議長	はい。質問、宮本委員さん、どうでしょうか？
1 1 番	はい。
議長	他にご意見ご質問がございますでしょうか？ (意見質問なし)
議長	ないようでしたら、採決の方に入らせてもらいます。053-21 の件に関しまして、許可相当と思われる方は挙手をお願い致します。 (全員挙手)
議長	はい、ありがとうございます。全会一致で許可相当と認めます。続いて次の案件が、私の案件でございます。進行の方、議長を代わらせていただいて進めたいと思います。 ～議長交代～
(代理)	失礼します。では次の案件を、三上会長の案件ですので会長の方からご説明をよろしくお願い致します。
会長	はい。はい。すいません。053-22 に関しまして、ご説明させていただきます。この件を 17 日土曜日に、高橋推進委員さんと現地の方と聞き取り、電話での聞き取りなんですけど、譲渡人方へ話をしました。場所の方なんですけど、先程の件の場所から入る所、まあ、あの花森の方から花道を 1 km くらい上がった所というか、今回の申請地になります。譲渡人と譲受人は、身分上では親子であります。今回譲渡人の方は、相続そうする段階で早い段階でもう相続譲渡になる、贈与になる、贈与になる形ではございますが、早めに名義変更しとくという事でした。土地の管理にも、広島の方に住所がありますけど、月に何回か帰って管理の方、重機を出しとるぐらいですのでチェックシートに照らし合わせても問題ないと判断を致しました。よろしく、お願い致します。
(代理)	はい、ありがとうございます。高橋推進委員さん、補足はありますでしょうか？
推 3 番	あの、三上会長のおっしゃる通りです。
(代理)	はい、ありがとうございます。では 053-22 に関しまして質疑のある方は、挙手の上質問をお願い致します。 (意見質問なし)
(代理)	ないようですので、許可相当と認められる方は挙手をお願い致します。 (全員挙手)
(代理)	はい。全員許可相当と認めます。はい、ありがとうございます。これ、ちょっと事務局聞きたいんですけど。
事務局	はい、はい。
(代理)	この案件の順番というのは。

事務局 (代理) 事務局	はい。 届け出順になっとるんですかね？ はい。届け出順となっております。来た方から受付を行いながら、番号を振っていますので同じような所ががすいません、後で出てくることもございますので申し訳ございませんがそのようにさしていただいております。ちょっとそうじゃないとルールがなかなか難しかったりするところありますんで、申し訳ございません。
(代理)	はい。わかりました。いや、あの、会長の案件の場合、私がここで進行することになるんで、こういう場合今こう順番を変えられて、会長の案件を続けられると思う、思うんですが、わかりました。はい。失礼致します。
事務局 (代理) 事務局	同じ日に出てきた場合は、練習いたしますんで。はい、すみません。 はい。わかりました。ではまた、進行会長と代わります。失礼します。 はい、すみません。
議長	～議長交代～ 続きまして、議案第 2 号、議案第 2 号の農地法第 4 条の規定による許可申請について、今月は 3 件出とります。事務局の方、議案の説明をお願いします。
事務局	はい。失礼いたします。議案第 2 号農地法第 4 条規定による許可申請について、今月は 3 件です。申請番号 054-3 農地の所在は淀原××、登記地目田、面積 161 m²です。申請人は〇〇〇〇です。転用目的は物置です。所要面積は、土地造成 161 m²、物置 28 m²です。転用理由は、住宅に隣接する申請地に物置を建築したいためです。この土地は、第 2 種農地です。農地法を、法第 4 条第 6 項ただし書によるより許可できるものと判断しております。追認の案件ですので顛末書が添付されております。それと農用地区域除外となっております。これは 3 月にございました、除外申請の案件となっております。 続きまして、申請番号 054-4、農地の所在は木須田××、登記地目田面積 16 m²、同じく木須田××、登記地目田、面積 16 m²です。申請人は□□□□です。転用目的は墓地です。所要面積は土地造成 32 m²、墓碑 2.64 m²。1.32 m²×2 基です。転用理由は、申請地を整備し、墓地として利用したいためです。農用地区域除外済みです。法第 4 条第 6 項ただし書きにより許可できるものと判断しております。 続きまして、申請番号 054-5、農地の所在は下口羽××、登記地目畑、面積 854 m²。申請人は、△△△△です。転用目的は植林です。所要面積は土地造成 854 m²、植林 100 本です。転用理由は、農地として管理が困難なため、ヒノキの植林により管理するです。農用地区域外です。法第 4 条第 6 項ただし書きにより、許可できるものと判断しております。追認の案件ですので、顛末書が添付されております。以上 3 件です。
議長	ありがとうございます。それでは、054-3 の件に関しまして、沖田委員さん現地での調査聞き取りの報告等をお願い致します。
2 番	はい。失礼します。054-3 の件についてご説明致します。この案件は先日 6 月 18 日に和田推進委員さんとそれから、ここの当事者は〇〇さんとなっております。

	すが、これ〇〇さんはもう、ここの土地を離れられて東京の方にお住まいで、この家は、&&さんという方がもう購入されておられまして、その&&さんと3人で確認並びに聞き取りをさせていただきました。&&さんはちょっと内容的にはほとんど、詳しく分かっておられないんで、そのようなうちに、この代理で申請をされている@@行政書士さんの方へ電話をさせていただきました。行政書士さんの方から、内容的には詳しく聞き取りをさせていただきました。場所ですが、この左側の地図で見ていただきますと、〇〇さんの前を通っております道路、4つに分かれておりますが、ここをもう少し行くと、瑞穂中学校になります。で、この〇〇さんのところを左にずっと行きますと田所の****の方へ出ていくかっこうになります。それで、この土地ですが、現在もう、顛末書もついておりますが、物置が建っております。で、完了いたしましたところ、この申請地の5分の1程度でしょうか。物置が建っているところは。あとは、造成をされているだけの土地になります。で、@@行政書士さんによりますと宅地と建物と、その他の土地は全部&&さんの方へ、登記ができたそうなんです。ここが農地に物置が建っているということで、今回4条の申請を出して、これを許可いただけたら&&さんの方へ登記をさせてもらおうということでした。と、状況はこのようなとなっております。よろしくお願い致します。
議長	ありがとうございます。推進委員さん、和田さんは欠席です。それでは054-3件に関しまして、ご意見ご質問等ございましたら挙手をして発言をお願い致します。
	(意見質問なし)
議長	ないようですので、採決の方に入らせてもらいます。054-3の件に関しまして、許可相当と思われる方は挙手をお願い致します。
	(全員挙手)
議長	ありがとうございます。全会一致で許可相当と認めます。
	続きまして、054-4の件に関しまして種委員さん現地での調査並びに報告を聞き取りの報告をお願い致します。
5 番	それでは、失礼を致します。申請番号054-4の案件について説明をしたいと思っております。この案件はですね3月の総会で除外4という申請地ということで、説明をさせていただいた案件です。場所ですが、この地図ではちょっとなかなか目印じゃなくて分かりにくいんですが、県道浜田作木線沿いに、羽須美中学校があるんですが、その横に出羽川が流れております。それを挟んで対岸の集落が木須田ということで、□□さん宅は、あの県道から約1.5kmへ入ったことの集落で言いますと最後の家になります。転用理由といたしまして、現在位置する墓地が自宅の裏山にありまして非常急なところで、便利が悪いということで、□□さんのお姉さんと相談されたところ、お姉さんもそれじゃついでに墓地と一緒に作ってもらいたいということで造形ということになりました。そういうことでここへ2基という申請が出ております。6月18日日曜日に3時から15時から山根推進委員と□□さんと2人で面談を実施いたしまして、チェックシートをもとに現地確認をしましたが、何も問題はないと判断をいたしました。以上です。よろしくお願い

議長	い致します。
推 1 番	ありがとうございました。山根推進委員なんかご意見、説明することがございますでしょうか？
議長	ありません。よろしくお願いします。
	ありがとうございます。それでは 054-4 の件に関しまして、ご意見ご質問がございましたら挙手をして発言をお願い致します。
	(意見質問なし)
議長	ないようですので、採決の方に入らせてもらいます。054-4 の件に関しまして許可相当と思われる方は挙手をお願い致します。
	(全員挙手)
議長	はい。ありがとうございました。全会一致で許可相当と認めます。次の案件の方ですが、また私の案件ですので議長の方交代して進めたいと思います。
	～議長交代～
(代理)	はい、失礼致します。次の 054-5 案件も三上会長の案件ですので、会長の方からご説明をよろしくお願い致します。
会長	はい。それでは、054-5 の件関しまして説明の方したいと思います。場所の方ですが、先程説明した時地図の方は、ちょっと言わなかったんですけど、馬場って書いているのが上の方が地図でいう左、左側が役場の方から上がってくる道になります。今回 4 条の農地の申請地は、右側の方が山にほぼくっついたような土地になってまして沼沢が難しいということでヒノキの植林になつとります。顛末書で書いてあると通り、あの約 4、5 年前申請人が小さい杉の木が植えてあったということでしたので、それも今回の相続登記のうちに申請に出たもので分かったような案件です。6 月 19 日高橋推進委員さんと現地の方聞き取りもしました。チェックシートに照らし合わせても問題はないと判断致しましてののでよろしくお願い致します。
(代理)	はい、ありがとうございました。高橋推進委員さん、補足ありましたらよろしくお願い致します。
推 3 番	ありません。
(代理)	はい、ありがとうございます。ではこの案件にたしまして、質問等ありましたら挙手の上よろしくお願い致します。
	(意見質問なし)
(代理)	はい。ないようですので、採決に入りたいと思います。この案件を許可相当と思われる方の挙手をお願い致します。
	(全員挙手)
(代理)	はい。全員賛成ということで、許可相当と認めます。ありがとうございました。
	はい、では進行代わります。
	～議長交代～
議長	それでは続きまして、議案第 3 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、今月は 2 件出とります。それでは、事務局の方説明の方お願い致します。
事務局	はい。失礼致します。議。議案、議案第 3 号農地法第 5 条の規定による許可に

議長 6 番 議長	ついて、今月は 2 件です。申請番号 055-3 農地の所在は下亀谷××。登記地目畑、面積 473 m²。有償の所有権移転です。譲渡人は▽▽▽▽、譲受人は▼▼▼▼です。転用目的は個人住宅で、申請事由は賃貸住宅が手狭になったため、勤務地や子供の学校に近い申請地に住宅を建築したいためです。所要面積は、土地造成 473 m²。個人住宅 94.4 m²、駐車場 45.5 m²です。農地用地区域除外済みです。則第 33 条第 4 項をにより、許可できるものと判断しております。 続きまして、農地の所在は、申請番号 055-4 農地の所在は日貫××。登記地目田、面積 1063 m²です。賃貸借権の設定です。譲渡人は◇◇◇◇。に譲受人は◆◆◆◆です。転用目的は駐車場で、申請事由は、除雪機械の発着場所として利便性の高い申請地を建設機材置き場として利用したいためです。 所要面積は、土地造成 1063 m²、駐車場を代車 1 台、バックホウ 4 台、除雪機 8 台、自動車 4 台分です。で、650 m²です。進入路及び通路が 310 m²です。農用地区域除外済みです。則第 33 期第 4 項により許可できるものと判断しております。以上 2 件です。 はい、それでは 055-3 の案に関しまして、服部委員さん。現地での調査の聞き取りをお願い致します。 よろしくお願い致します。申請番号 055-3 について説明を致します。えっと、先週の 15 日の日に田中推進委員さんと 2 人で、こちらの受人である▼▼▼▼さんと面談をして現地も確認をして参りました。で、地図を見ていただきます。14 ページの真ん中にちょうど斜線に入ってる 5 条の 3 申請地の上の道路がですね、ずっと右の、さっきちょっと沖田委員さんからもちょっと説明があった道と同じ道でございます。ずっと右側の方へ行くと瑞穂中学校、この左をずっと進んでいきますと、田所の信号交差点へ出る道でございます。今回申請の土地はですね、畑。ということで、管理はされてますけど何も作ってないというような状態でございます。ここの三角の下も広い田もですね同じように畑というふうになっておりまして、ここもですね、同様に草は年に 1、2 回刈られてる感じがするんですが、特に作物を作成されているような、気配はございません。それで今回▽▽さんの▼▼さんの方で、こちらに住宅を建てたいということで、この場所をちょっと確認しましたら、その時にチェックシート等と照らし合わせるとですね、まあ下水の問題も、この前の道が集落排水になっておりますし虫食い状態になるような場所でなく、ちょうど交差点的な砂土地であるということ、それから日照的にもですね、特に作物に当たるような、影になるような形にはならないと。それから、まあこちらの地図にはちょっと表示されてないんですけども、¥¥さんという方の近くの家の方側もやっぱりここ空き地になってます。ここもうすでに、家が建っております、ちょっとここあたり何件か、この角地家ができてるといような状態でございます。本当に、今回これ住宅ができてない。ただですね、その作物といいますか。そういうふうに影響を与えるようなものも見当たりませんし、チェックシートに照らし合わせても特に、問題はないと判断しております。よろしくお願い致します。 はい。ありがとうございました。田中推進委員さん、何か・・・。
--------------------------------	---

推 6 番 議長	ありません。 はい。それでは 055-3 の件に関しまして、ご意見ご質問等がございましたら挙手をして発言をお願い致します。 (意見質問なし)
議長	ないようですので、採決の方に入らせてもらいます。055-3 件に関しまして、許可相当と思われる方は挙手をお願い致します。 (全員挙手)
議長	はい、ありがとうございます。全会一致で許可相当と認めます。 続きまして、055-4 の件に関しまして荒木委員さん、現地での調査及び聞き取りの報告をお願い致します。
3 番	はい、失礼します。申請番号 055-4 の案件につきましてご説明致します。6 月 19 日山崎推進委員さんと、譲渡人◇◇◇◇さんと譲受人◆◆◆◆さん立ち会いの他に面談を行いました。申請場所、地図で 15 ページで 15 ページにあります。 日貫地区の桜泊里地内の浜田作木線沿いの、#####第 2 倉庫横になります。こちらの方専用いたしまして、除雪機、除雪機等の建設機材置き場として利用したいとのことです。以上です。
議長	はい、山崎推進委員さん。補足するような・・・。
推 15 番	いいえ、ございません。
議長	はい、ありがとうございます。055-4 の件に関しまして、ご意見ご質問がございましたら、挙手をして発言をお願い致します。 はい、宮本委員さん。
1 1 番	えっと、ここが、なんかささっと見たら田んぼのちょっとマークがあるんですが、ここは耕作されてたんですかね。それとも空き地みたいな感じで、草刈り管理ぐらいの状態なんですかね？
3 番	はい。数年前までは耕作されとったみたいなんですけど、ここ数年は、草刈りの管理程度で、あとはされとってないということです。
議長	はい。いや、よろしいですか？ 他にあり、ございますでしょうか？
2 番	はい。
議長	はい。
2 番	ちょっと、事務局にお聞きします。
事務局	はい。
2 番	あの、これ賃貸借権とで、これはあれですか？無期限いう事になるんですかね？
事務局	そうですね。
2 番	年数が入ってないと言うことは。
事務局	はい。あの、一応永年というふうに書いてあって、まあ可能な限り賃借でということみたいでした。はい。まあ、あの言ったら▼▼さんも解散するとね。はい。という・・・。
2 番	賃、やっぱ賃貸でやっていく。
事務局	っていうふうに書いてありましたので。はい。
2 番	わかりました。

事務局 議長	はい。 他にござい……。ないようでしたら、採決の方に入らせてもらいます。055-4の件に関しまして、許可相当と思われる方は挙手をお願い致します。
議長	(全員挙手) はい、ありがとうございました。全会一致で許可相当と認めます。 続きまして、議案第5号基盤強化促進法第19条による農地中間管理権のについて今回1件ございます。こちらは、読み上げは致しませんので……。えーっと。4番……。
事務局 議長	1個、1個抜けております。
事務局 議長	4番、えーっと。すみません。5号でした。
事務局 議長	はい。 すみません、事務局の方、すみません。議案第4号農地法第2条に規定する農地でない土地の証明について、1件ございます。
事務局	はい、失礼致します。議案第4号農地法第2条に規定による農地以外の土地の証明について、今月は1件です。申請番号2、土地の所在は下口羽××。登記地目田、面積701㎡。同じく下口羽××。登記地目田、913㎡。同じく下口羽××。登記地目田、面積894㎡。同じく下口羽××。登記地目田、面積330㎡。同じく下口羽××。登記地目田、面積828㎡。申請人は、☆☆☆☆。申請事由は、鳥獣被害が防げないため何年も耕作を行ってないです。以上1件です。
議長	はい、この件は私の案件ですので、また進行の方代理と代わって進めていきたいと思います。よろしくお願い致します。 ～議長交代～
(代理)	はい、失礼します。議案第4号の農地02番、これも三上会長の案件ですのでご説明をよろしくお願い致します。
会長	はい、申請番号2番の農地法2条に関する農地でない土地の証明について、現地での確認の報告をします。農地の場所は、下の地図で見てもらうと自宅から3条22のから奥へ下って行く方向になります。下って100mぐらい下ったところで高低差はかなり、はにあいな場所で急なところに入った土地になつとります。この場所は、利用状況等を書いてあるように、鳥獣被害が防げないため何も耕作していないという事でしたが、えっと20年くらい前くらい前までは申請人のお父さんが作られてたようですが、メッシュとか長時間防御するような物はしっかりやってあるんですが、やっぱり、やってないため耕作してなくて田が脱没がかんごして、もう少しずつ認められるのが難しい状況でございました。この場所か、ごめんなさい。この17日に、高橋推進委員さんと一緒に現地の方確認しとります。よろしくお願い致します。
(代理)	はい、ありがとうございます。高橋推進委員さん、何か補足等ありましたらお願い致します。
推3番 (代理)	ありません。 はい、ありがとうございます。では、この案件に対しまして質問等がありましたら挙手の上よろしくお願い致します。

(代理)	(意見質問なし) はい、ないようですので採決の方に入りたいと思います。この案件に対しまして許可相当と認められる方の挙手をお願い致します。
(代理)	(全員挙手) はい、全員賛成ということで許可相当と認めます。ありがとうございました。では、会長と代わります。
議長	～議長交代～
議長	はい、すみません。えーっと、それでは続きまして議案第 5 号基盤強化促進法第 19 条による農地中間管理権の取得(農用地利用集積の公告)について、1 件ございます。読み上げは致しませんので、内容見て質問があれば挙手をして発言をお願い致します。
議長	～ご覧中～
議長	〇〇さんは、新規？ハウスなん？
事務局	はい。 あっ、じゃあ。失礼します。えっと、この〇〇さんという方についてですが、\$ \$ \$ \$ で邑南町にいられてこの 4 月から自営の方に移られた方でございます。で、まあここハウス 2 棟分ございますが、そちらの方へ葡萄栽培、邑南、島根県の特別品種の真紅の方の栽培を行うというふうになっておる予定でございます。
議長	ご意見、ご質問はございますでしょうか？ ないようでしたら、時間ですので採決の方に入りたいと思います。議案第 5 号農地中間管理権の第 19 条の 2 の 05、10-7 の件に関しまして許可相当と思われる方は挙手をお願い致します。
議長	(全員挙手)
議長	はい、ありがとうございました。賛成多数で許可相当と認めます。
議長	続きまして、報告第 1 号農地法第 3 条の 3 の規定による相続等の届出ですが、これもあてらず報告事項ですので内容見て、何か質問あればお願い致します。
議長	～ご覧中～
議長	はい、報告 1 号に関してはよろしいでしょうか？ はい。
議長	確認ですが、確認というかあの 12 番矢上地区の申請なんですけども、□□□□さんの住所が番地等が記入が記入漏れだとは思いますが・・。ちょっと確認。
事務局	すみません、失礼します。事務局からでございます。えっと、□□さんのすみません、あの息子さんの住所は出とるんですが□□□□さんの住所、ちょっとうちの方の控えの方でもここまでしか出てなくて、あの本当はこれを聞かずにやいけなかったと思いますが、大変申し訳ありません。この台帳の行為がここまでしか、すみません記載がなくてこのような状態となつとります。
議長	すみません。
議長	これは、何の届出ですか？ やっぱり、総合的な物？
事務局	そうですね、あの 3 条の届出というのは亡くなってから、相続の手続きをしないではない。というところで、その中での相続手続きを、まあこれで終わるわけではなくて、これは農業委員会の方に出して頂いて連絡がみつかったりだとか、一応意思を示して頂けるというふうにならるとなつとります。えっと、多分

議長	この分で、ちょっとその届出書の中には相続、権利を取得した方、届け人方の住所を各欄はあるんですが、台帳、うちの農業システム方には記載がなかったものでなぜだか・・・ちょっと・・・すみません、理由が分かりませんが・・・。うちは、ない状態でした。すみません。 はい。 他になれば・・・・・・・・。 続きまして、その他。 (その他) (1) 事務連絡 (2) その他 次回の総会は、7月21日(金)13:30からお願いします。
----	--

以上会議の顛末を記録し、相違なきを証するために署名押印する。

会 長 印

議事録署名委員 印

議事録署名委員 印